

「令和8年度から適用される個人住民税の主な税制改正」

○給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられます。

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	改正なし
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円	

○各種扶養控除等に関する所得要件等の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件等が10万円引き上げられます。

控除の種類	所得要件額	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	48万円以下	
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	
雑損控除	雑損控除の適用が認められる親族に係る総所得金額等	48万円以下	
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

※個人住民税の非課税基準に変更はないため、扶養親族等に該当する被扶養者であっても当該被扶養者に個人住民税が課税される場合があります。

○特定親族特別控除の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満（納税義務者の配偶者及び青色事業専従者を除く。）である親族の合計所得金額が58万円を超えた場合でも、合計所得金額（123万円まで）に応じて段階的に控除が適用されます。

特定扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に係る措置の期間延長

新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、**新築住宅の床面積要件を 50 m²以上から 40 m²以上に緩和する措置**について、**建築確認の期限が延長され、令和 7 年 12 月 31 日までとなっています。**